

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を増大させることが、全てのステークホルダーの期待に応えることに通じると考え、経営の健全性、効率性、透明性を実現すべく社内組織、規定の継続的な見直し、迅速な情報開示を実施し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。当社は監査役制度を採用しており、現行制度で十分な監査機能を発揮しているため委員会制度の採用は考えておりません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱電機株式会社	1,000,100	21.74
日光産業株式会社	533,000	11.59
萬世電機従業員持株会	147,966	3.22
株式会社サンセイテクノス	120,000	2.61
株式会社三菱東京UFJ銀行	110,000	2.39
東洋電機製造株式会社	100,000	2.17
占部正浩	92,050	2.00
ソシエティエナラルエヌアールエイエヌオーデイトイ	90,000	1.96
占部嘉英	78,100	1.70
占部弘晃	66,935	1.46

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 3月

業種 卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 12 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 8 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 更新 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大庭能成	他の会社の出身者					○		○				

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大庭能成		三菱電機株式会社関西支社機器第二部長	大庭能成氏は三菱電機株式会社の関西支社機器第二部長の職にあり、企業経営に対し豊富な経験を有しておられることから社外取締役として招聘しました。 当社は三菱電機株式会社と取引関係にあり、同社は当社の株式の21.74%を保有しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の数

4 名

監査役の人数

3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と適宜情報交換・意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。なお、当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
谷間高	他の会社の出身者													
飯塚文志	他の会社の出身者							○		○				

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		株式会社コプラス代表取締役社長	谷間 高氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。会計・業務監査において外部視点を取り入れ、監査機能強化を図れることから社

谷間高	○	公認会計士	外監査役として招聘しました。また当社と株式会社コプラスにおいて、取引関係がないことから、独立した監査機能を発揮できると判断しており、独立役員に指定しております。
飯塚丈志		三菱電機株式会社関西支社経理部長	飯塚丈志氏は三菱電機株式会社の関西支社の経理部長の職にあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。会計・業務監査において外部視点を取り入れ、監査機能強化を図れることから社外監査役として招聘しました。当社は三菱電機株式会社と取引関係にあり、同社は当社の株式の21.74%を保有しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 1 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 その他

該当項目に関する補足説明

役員報酬及び役員賞与の増減につきましては、当社の業績及び当該取締役の担当部門の業績を考慮して対応しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)で開示

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役をサポートする専従スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて関係部署が協力し対応しております。社外取締役、社外監査役への情報伝達及び取締役会への事前説明については、取締役会の事務局を務める総務部が適時行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 企業統治の体制

・企業統治の体制の概要

当社は監査役設置会社として、社外取締役の選任と監査役会の連携により経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高める体制としております。

当社の報告日時点の経営体制は、取締役8名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)、内部監査室2名であります。

各機関の運営、機能及び活動状況は以下のとおりです。

＜取締役、取締役会、常務会＞

当社の取締役会は原則毎月1回開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令及び定款に定められた事項のほか経営に関する重要事項の審議及び決議をしております。取締役会へは監査役も出席しております。常務会は代表取締役の審議機関として設置しており、代表取締役の意思決定のスピードアップを図っており、原則毎月1回開催し、取締役及び監査役が出席しております。

＜本部会議＞

本部会議は原則毎月1回開催し、取締役、監査役が出席し、本部長、部長より業務執行に関する報告を受け、問題点の対応策を討議し、業務執行責任の明確化を図っております。

・リスク管理体制の整備の状況

適宜、社内規定の改訂を行い、また社内教育を通じて社内外で発生し得るリスクの発生予防に努めております。「リスク管理委員会規定」の整備を行い、事業活動その他様々な活動に負の影響を及ぼす可能性のあるリスクについて、適正に管理し、その対応策を実施する体制を構築しております。法律上の判断が必要な案件については、顧問税理士、顧問弁護士にも適時助言や指導を受けております。

2. 内部監査及び監査役監査の状況

・内部監査

当社は、内部監査部門として社長直轄の内部監査室を設置しており、従業員2名が従事しております。公正かつ客観的な立場から法令及び社内規定に基づいた各部門の業務監査を実施し、適正な業務執行に努めております。内部監査結果は、社長、監査役に報告し業務改善に反映させており、経営上、重要な役割を果たしております。

・監査役監査

当社の監査役は3名(うち社外監査役2名)で、監査役は取締役会、常務会など重要な会議へ出席し、決議書類等の閲覧、業務及び財産状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、内部監査部門及び会計監査人と適宜情報交換・意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

・監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査人と適宜情報交換・意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。なお、当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

・監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査室は監査結果を監査役、社長に報告し業務改善に反映させており、監査役は内部監査報告会に出席し、監査室及び被監査部署と情報交換・意見交換を行っております。

3. 会計監査の状況

会計監査につきましては、当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、継続して会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、業務に係る補助者の構成については下記のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員:三宅 昇、尾仲 伸之

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名 その他 3名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

・企業統治体制を採用している理由

当社は、企業価値を増大させることが全てのステークホルダーの期待に応えることに通じると考え、経営の健全性、効率性、透明性を実現すべく社内組織、規定の継続的見直し、迅速な情報開示を実施し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

当社は監査役制度を採用しており、現行制度において適正な職務執行を監査できる体制を整えており、委員会制度の採用は考えておりません。

・社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役の大庭能成氏と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、同氏は三菱電機株式会社関西支社機器第二部長を兼務しております。同氏は当社の大株主であり特定関係事業者(主要な仕入先・販売先)であります。また、同氏は企業経営に対し豊富な経験を有しており、当社の経営に外部視点を取り入れることにより、業務執行に対する監督機能の強化が期待されることから社外取締役として招聘しました。

社外監査役の飯塚丈志氏と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、同氏は三菱電機株式会社関西支社経理部長を兼務しております。同氏は当社の大株主であり特定関係事業者(主要な仕入先・販売先)であります。また、同氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。会計・業務監査において外部視点を取り入れ、監査機能強化を図れることから社外監査役として招聘しました。

社外監査役の谷間高氏と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、同氏は株式会社コプラスの代表取締役社長を兼務しております。同社と当社との間には特別な利害関係はありません。また、同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知

見を有しております。会計・業務監査において外部視点を取り入れ、監査機能強化を図れることから社外監査役として招聘しました。

当社と各社外役員とは、会社法427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円又は会社法第425条1項の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

なお、当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する特段の基準、方針等の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送

法定期日の3営業日以前に発送しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

IR資料のホームページ掲載

<http://www.mansei.co.jp/ir/index.html>
有価証券報告書、決算短信、年次(事業)報告書を掲載しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

ISO14001を2001年3月に認証取得し、環境パフォーマンスの改善活動に取り組んでおります。

その他

電子デバイス部門においてISO9001を2005年3月に認証取得し、品質管理、顧客満足度の向上に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

・内部統制システムに関する基本的な考え方

1) 当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役、使用人は業務の適正を確保するために法令を遵守し、定款及び社内規定を規範として、併せて社会人としての倫理観を持ち誠実に職務を執行する。恒常的業務については社内規定に定める業務分掌規定、職務権限規定、りん議規定及び職務決裁基準等に基づいた執行を行うとともに、監査役、及び内部監査室が法令・定款・社内規定・マニュアル等に基づく業務処理の遵守状況を定期的に監査する体制を執る。また、当社グループの事業活動、または取締役、使用人に法令違反など疑義ある行為等を発見した場合に備え内部通報制度を構築し、運用する。

2) 取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な情報については、電磁的記録を含め文書管理規定に基づき適正に保存し安全に管理する。さらに取締役、監査役または会計監査人から閲覧の要請があった場合は速やかに閲覧が可能となるよう本社において一括して保管する。

3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設け、当社グループ全体の業務執行における全般的なリスク管理体制を整備する。リスク管理委員会は、適宜テーマ別リスクのワーキンググループを設置し、当該ワーキンググループは与えられたテーマに対する予防策及びリスク発生時においては対応策を検討し、リスク管理委員会へ報告して損失を最小限にとどめる対策を実施するほか、内部統制システムの体制を検討、改善していく。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制については、取締役会を原則として毎月1回、定時に開催するほか必要に応じて臨時取締役会を随時開催し、当社グループ全体の経営に関する重要事項の審議、決議及び取締役の業務執行状況を監督する。主に法令に定めあるもの以外の当社グループ全体の重要な業務執行については常務会で審議、決議して取締役会に付議し効率化を促進するほか、各部門の本部長を兼務する取締役及び子会社取締役の恒常的業務の決裁については業務分掌規定、職務権限規定、りん議規定及び職務決裁基準により決裁する。

5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社の経営管理については、社内規定に関係会社規定を設け当社経理部が管理を行うとともに、子会社監査役及び当社の監査役、並びに内部監査室が連携して子会社に対する監査を行い、監査結果を子会社取締役及び当社取締役へ報告する体制を執る。

6) 監査役会を補助する使用人の体制、その使用人の取締役会からの独立性及び使用人に対する指示の実行性の確保

監査役の要請がある場合は、監査業務を補助する使用人を配置することとする。また、設置した使用人の独立性及び使用人に対する指示の実行性確保に努めるため、使用人の権限、監査役の使用人に対する指揮命令権を明確にし、また使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等は監査役の同意を求めることとする。

7) 当社グループの取締役、使用人が監査役会に報告するための体制、その他の監査役会への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

当社グループの取締役、使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を適宜、適切な方法により監査役へ報告するものとする。監査役へ報告を行った当社グループの取締役、使用人に対しては、不利益な扱いは行わない。また、内部監査部門と情報を共有し、監査法人、顧問弁護士と連携に努め、監査の実効性を確保する。

8) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する考え方

監査役がその職務の執行について費用請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9) 財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく内部統制評価制度への適切な対応のため、財務諸表に係る内部統制システムの構築を行い、継続的に評価し不備があれば必要な是正を行うとともに、適切な運用を努めることにより財務報告の信頼性を確保する。

・内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、「組織規定」「業務分掌規定」「職務権限規定」「りん議規定」「職務決裁基準」等の社内規定により業務執行の責任及び権限を明確にし、業務の組織的・機能的・能率的な運営を行っております。また、監査役及び内部監査室が業務処理手続きの遵守状況を定期的に監査し、監査結果は業務改善に活かしております。

法令遵守につきましては、社内規定として「内部通報処理規定」「コンプライアンス委員会規定」「リスク管理委員会規定」を整備し、社員教育を通じて、法令遵守、社会的規範の遵守、顧客からの信頼を維持するよう努めております。

情報管理につきましては、管理本部長を情報取扱責任者とし、インサイダー取引に関わる情報及びその他の内部情報を厳正に管理しております。また情報開示につきましては、経営の透明化及び健全化を図るうえで重要な内部統制の手段の一つと考え積極的に取り組んでおります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除のための基本的な考え方及び整備状況

当社グループは、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたず、毅然とした態度でこれらの者に対し対応する。また、反社会的勢力への対応は総務部が統括部門となり、企業防衛対策協議会に加盟するとともに、警察、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築している。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

模式図及び適時開示体制



